



令和 5 年 6 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

Group Lease PCLによるタイ証券取引所での適時開示についてのお知らせ -GL子会社はJトラスト株式会社(8508)のシンガポール子会社に勝訴-

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (以下 GL) は、GL の子会社が事業を行うカンボジアにおいて行われていた裁判が決着し、子会社等が勝訴したことについて適時開示を発表いたしました。

兼ねてから当社がお伝えしてきたとおり、日本の上場企業である J トラストの子会社である J Trust Asia Pte Ltd (以下 JTA) は、世界各国において不当な訴訟を行うことにより GL および当社グループ各社に多大な損害を与えようとしてきておりました。カンボジアにおいて行われていた訴訟もその一つです。JTA は JTA がタイにおいて GL に行った投資に対する損害の賠償を、カンボジアで GL のカンボジア子会社である GLF 並びにシンガポール子会社である GLH に対して請求しておりました。裁判所により GLF は当該案件と全く関係がなく、GLH に関してはカンボジアに裁判管轄権がないとして退けられております。

当社は J トラストの一連の裁判は濫訴に他ならないと考えており、GL および GL グループ各社や当社グループ、当社の株主に対して引き起こされた損害の賠償を JTA およびその親会社である J トラスト並びにその取締役等に対して求めていく上で、カンボジアでのこれらの訴訟の決着は重要な証拠となるものと考えております。またカンボジア裁判所の JTA に対する詐欺はなかったという結論はタイの捜査当局や裁判所が示してきた結論と軌を一にするものと考えます。本件内容を歓迎するとともに今後も当社株主の利益の最大化に努めてまいります。

GL の開示文原文はこちらの通りです：

<https://grouplease.international/newsroom/0799NWS290620231942330573E.pdf>

(以下は GL の適時開示文書の日本語訳となります)

参照: GL 15/2023

2023 年 6 月 29 日

件名: カンボジアの Group Lease Holdings Pte. Ltd. における訴訟に関する報告
宛先: タイ証券取引所 社長

Group Lease Public Company Limited (以下、「会社」) は、2023 年 6 月 2 日にカンボジアでの民事訴訟案件 1657 がプノンペン控訴裁判所により棄却されたことをお知らせいたします。これはカンボジアでの最高裁判所であり、略式判決を下すことができます。民事訴訟案件 1657 は、2019 年 11 月に J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、「JTA」) が当初、GL Finance Plc. (以下、「GLF」、弊社のカンボジア子会社) および Group Lease Holdings Ltd. Plc. (以下、「GLH」、弊社のシンガポール子会社) に対して 2 億 2900 万ドルの損害賠償を請求した事件であり、これは JTA が現在タイの裁判所の審査中であるタイにおける当社に対する民事訴訟 Por. 83/2561 号で主張している理由と同様の詐欺による損害を請求しています。プノンペン控訴裁判所は全会一致でこの訴訟を棄却し、この訴訟は完全に却下されました。裁判所は、GLF には JTA への債務者としての法的義務も法的関連性もなく、GLH に対する任意の法的訴訟はカンボジアでは管轄権がないと裁定しました。プノンペン控訴裁判所での訴訟費用は JTA が支払うこととなりました。

当社グループが何の不法行為も行っていないことが証明され、JTA がこれらのカンボジア訴訟を行う根拠がなかったと認められたことにより、今後の展開としては JTA およびそのグループからカンボジアでの補償を求める予定です。これは、JTA によって引き起こされた損害に対するタイで現在行われている損害賠償訴訟とは別途加えてのものとなります。更なる情報がありました際には速やかにご報告いたしますのでご承知のほど申し上げます。

(此下 竜矢)

Deputy Chief Executive Officer